

補助金シート（令和6年度）

所属	みどり公園課
----	--------

補助金名称	地域で育む里山づくり事業補助金
根拠法令	生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱、生駒市地域で育む里山づくり事業実施要領

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）		
	奈良県民が組織するNPO、森林ボランティア団体及び地域住民が行う本市の里山林の保全、整備及び活用の促進を図るための費用を補助する目的の「生駒市地域で育む里山づくり事業補助金」について、奈良県から交付される「奈良県地域で育む里山づくり事業補助金」を財源としていたが、令和2年度で廃止されることとなったため、これに代わり令和3年度から、国から市に譲与される森林環境譲与税をもって、同事業の財源とすることとなった。		
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）		
	整備と利活用を継続して行うことができ、活動の本拠地が奈良県内にあり、奈良県民が組織するNPO・森林ボランティア団体、集落単位の自治会、農家組合などの5人以上で構成する団体。		
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）		
	補助金交付要綱別表1で定める、森林等の整備、機材の配備及び利活用		
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）		
	補助金交付要綱別表2で定める、消耗品費、備品購入費、保険料、受講料等		
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）		
	補助率・補助単価	10/10	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	令和2年度に廃止された奈良県の「地域で育む里山づくり事業補助金」が10/10の補助金制度を採用していた。本市が当該事業を継続するため10/10の補助率としている。	
	補助限度額	補助金交付要綱別表3で定める額	
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）		
	終期	令和8年3月31日	
	終期設定の根拠	生駒市補助金制度に関する指針に基づき設定	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
里山林の保全、整備及び活用の促進が図られる
R5年度の実績
市内の5団体より交付申請有り。 A団体（397,730円）、B団体（894,486円）、C団体（323,604円）、D団体（306,254円）、E団体（294,112円）

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	2,622	2,258	2,217	2,355	2,198	93.3%	1,961	1,854	94.5%
国・県補助金									
その他特定財源	2,622	2,258	2,217	2,355	2,198		1,961	1,854	
一般財源									

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
NPO、ボランティア団体及び地域住民の自主的な活動による整備により、里山林の機能回復を図り、また里山林を継続的に活用することで適切に維持管理し、緑と親しむ場や生物とふれあう場、子どもたちの健全育成の場などの新しい里山文化の創出につながる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	B ある程度適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
森林環境教育の浸透などにより、森林環境保全の重要性が認知され、里山林が健康づくりや生きがいの場となるように、人々の里山林に対する関わり方が変化してきた。また市民実感度調査の定住意向の理由として、「自然環境が豊かである」が50%と高くなっているなど、市民の自然環境に対するニーズは高い。 よって、里山林の自然環境の保全や良好な景観の創出とともに、里山林の活用を推進する必要がある。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
「人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち」や「地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち」を実現するため、NPO、ボランティア団体及び地域住民が協働して、緑の保全に取り組むことで、地域コミュニティの創造に寄与している。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市緑の基本計画に掲げる「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現のためには、市民・事業者・行政が協力し合い、市民等が継続的に取り組むためには行政の役割として、市民ニーズに応じた支援の仕組みを整える必要がある。その一つとして活動資金の補助のほか、ホームページ等での活動の紹介・賞賛などの市の関与は重要と考える。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
市の職員が当該補助金に係る内容の里山整備を行う場合、これまでの各団体の活動から考えると相当多数の職員が必要になると考えられ、現実性がない。また、民間業者に委託した場合も当該補助金を大きく上回る委託料が想定され、本市のまちづくりの目標に即していない。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
NPO、ボランティア団体及び地域住民が自主的に緑の保全・再生活動を継続するためには、行政の支援が必要である。また、人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまちづくりの実現のために、行政と市民の創意・工夫によって協働して緑の保全・再生に取り組んでいる。なお、民間業者に委託した場合、当該補助金を大きく上回る委託料が想定されるため費用対効果は大きいものと考えられる。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていないか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	1件当たり100万円以上の経費を支出したことはない

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人
		うち臨時職員	人
(3) 交付先の構成団体の名称			
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）			
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている	
		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）	
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由			
(6) 補助金交付先の収支状況		(千円)	
	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額			
歳入決算総額			
うち前年度繰越金			
積立金（R4年度末現在高）			
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理		判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。			
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。			
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。			

6 令和6年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	生駒市緑の基本計画に掲げる「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向けた取組方針に合致する。 第6次生駒市総合計画第2期基本計画における施策12「街の空間づくり」の主な方向性にも記載のとおり、緑地等の適切な整備を行うことで、生物の多様性を保ち、景観面の改善にもつながる緑の質の向上を図るため、市民・事業者等が行う緑化活動や里山保全・活動等を支援していく必要がある。今後、持ち主による管理が困難になった山林や、市が管理している緑地等において、同様の活動を希望する団体が増加すれば、積極的な支援を検討する。

補助金シート（令和6年度）

所属	みどり公園課
----	--------

補助金名称	保護樹木等補助金
根拠法令	生駒市保護樹木等補助金交付要綱、保護樹木等指定要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	平成4年に、本市の良好な自然環境を保全し育成するため、特に保護する必要があると認められるものを指定する保護樹木等指定制度を策定。平成25年に、維持管理に関する費用の一部を助成する補助金交付制度を策定。 また、保護樹木・保護樹林に指定することにより所有者が適正な状態を保つように維持管理する意識付けができる。	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	保護樹木等を所有し、又は管理する者。	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	保護樹木等の維持管理	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	補助金交付要綱別表で定める、業務委託料、処分費、燃料費、消耗品費、その他市長が適当と認める経費	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	1/2
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	保護樹木 20,000円、 保護樹林 50,000円
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	令和7年3月31日
	終期設定の根拠	生駒市補助金制度に関する指針に基づき設定

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
樹木等を枯渇させることなく適正に管理されている。
R5年度の実績
保護樹林 2件 100,000円

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	70	100	100	90	20	22.2%	100	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源	70	100	100	90	20		100	0	
一般財源									

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている HPに掲載し広く市民へ周知しているほか、観光ボランティアガイドでの案内、生駒民俗会での杜さんの紹介、市主催の講習会で杜さんの見学などを通して、緑化意識の向上につなげている。
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度適合している 質の高い緑の保全が求められている中で、古くから地域で愛されている樹木等の保全に役立っている。
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 「人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち」や「地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち」を実現するため、所有者、ボランティア団体、行政が協働して、保護樹木等の紹介に取り組むことで、地域コミュニティの創造に寄与している。
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある 所有者に市が指定した保護樹木・保護樹林を自主性を持って維持管理していただくため、本制度を活用していただくもので、この事業を廃止した場合、古来からある重要な樹木・樹林の自主的な保護が困難になる。
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない 補助金をなくすとすると、指定解除を申し出られる可能性が大きく、指定の目的である「地域の共通の財産であることへの理解」と「市民の緑意識の高揚」といった目的が損なわれる。
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。 上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	A 期待できる 保護樹木・保護樹林共に順調に保護されており、成果は十分出ている。
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (適合しない場合はその理由)	A 目的どおりである
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていないか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○		
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○		
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	1件100万円以上の申請はない	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先			(2) 団体等の構成人数	人	
			うち臨時職員	人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R4年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和6年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	保護樹木・樹林に指定することにより、所有者自身が適正な状態を保つように維持管理する意識付けができた。また、適正な管理をすることにより、古来からある重要な樹木・樹林の保護ができた。 今後について、現在保護している樹木・樹林については安定した維持管理を行い、新たに保護するに値する樹木・樹林が出てきたときは、緑の基本計画の実現化に向けた方針に従い適正に対応していく。

補助金シート（令和6年度）

所属	花のまちづくりセンター
----	-------------

補助金名称	花と緑のわがまちづくり助成金
根拠法令	花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱、生駒市緑の基本計画、生駒市みどりの基金条例、都市緑地保全法

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	<p>（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）</p> <p>平成20年4月制定。生駒市緑の基本計画に基づき、平成19年度まで実施していた「花苗交付制度（自治会からの申請に基づき市が購入した花苗を交付し、地域での緑化活動を行う制度）」に代わり、自治会、管理組合、事業所又は地域の緑化グループの実施する緑化活動に対する助成制度（花苗、種子、球根、樹木（低木）、プランター、土、肥料の原材料の購入費用を対象とする）に変更し、地域における花と緑と自然のまちづくりを推進する目的で定めた。</p>	
補助金の交付対象者	<p>（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）</p> <p>緑化事業を実施する自治会等（市民グループ、自治会、学校等）</p>	
補助対象事業の内容	<p>（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）</p> <p>まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。</p>	
補助対象経費	<p>（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）</p> <p>花苗、種子、球根、樹木（低木のものに限る。）、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用。</p>	
補助率・補助単価 補助限度額	<p>（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。）</p> <p>（補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）</p>	
	補助率・補助単価	10/10
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	<p>花苗交付事業（平成8年開始）の代替策として本助成事業が開始された経緯もあり、令和5年度現在までは対象経費の満額支給を行っている。理由としては、前述の経緯の他、2分の1補助では動機付けが乏しいという点もあったと推測できるが、「補助金等見直しに関する提言書（平成25年10月、令和5年3月）」にもあるように、満額支給では自立的・自主的運営の妨げになること、財源であるみどりの基金の残額が少なくなっていることから、令和7年度以降は1/2支給へ要綱を改正を行う予定である。「7年度以降」としているのは、現在認定している約100団体について、ほぼ市民グループや自治会・学校等であるものの、一部団体は、花壇の設立の経緯から市が維持管理を管轄していてもおかしくない場所を活動場所にしており、それらの団体と調整が必要であると想定されるため。</p> <p>また令和6年度は「補助金制度に関する指針」の内、活動場所の公益性の精査・完了日の言及、また活動場所の表記、負担・経費削減のための補助対象物品の追加などの検討項目があり、そちらを優先し要綱改正を行う。</p>
	補助限度額	80,000円
補助金の終期	<p>（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）</p>	
	終期	令和8年3月31日
	終期設定の根拠	<p>終期毎にニーズを確認し見直しを行っている。</p> <p>「補助金等の見直しに関する提言書」にあるように、自立的、自主的な活動の創出という観点では終期設定することが望ましいが、公共の場にある花壇の維持管理という側面で見ると終期設定にはそぐわない。</p>

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
補助金要綱及びみどりの基本計画では、「花と緑のまちづくりの推進」が方針であるが、予算(みどりの基金)に限りがあるため、事業認定団体が増えれば良いというわけではない。まちづくりを推進する上での指標として、緑視率、コンテスト参加者数、講習会等の回数、ボランティア参加者数、市民満足度調査などの数値が出てくることもあるが、本助成金の認定団体数、助成額と直接関係するものではない。
R5年度の実績
助成金認定団体数 108団体 認定額6,171,300円

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	6,206	6,206	6,172	6,206	5,766	92.9%	6,380	5,589	87.6%
国・県補助金									
その他特定財源	6,206	6,206	6,172	6,206	5,766		6,380	5,589	
一般財源									

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
現在、本制度を利用して約100団体が地域の緑化活動を継続されており、花や緑を通じて地域コミュニティの増進、助け合いの交流、心の安らぎなど、市民のQOLの維持・向上につながっている。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
地域の公園や道路などの公共空間に花や緑があることで、市民や来訪者に安らぎを与えるとともに、都市景観の構成要素になっており、花や緑に対する関心度が高い市民ニーズに適合している。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市緑の基本計画に基づいた、花と緑と自然のまちづくり推進している。	

(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	B 一定程度ある
(上記のように評価した具体的理由)	
様々な活動場所を持つ団体が参加しているが、公園などの公共性の高い空間においては、市が現在と同じ環境を維持管理することとなると、補助金以上の費用が生じる。よって費用対効果を考慮すると、市が補助金で市民の自主的活動を支援することは、妥当である。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
市が直接緑化資材を購入して植栽する、もしくは請負業者に発注した場合、助成制度に比べて費用がかかる。各地域における公園や花壇における市民の参画、親しみという面でも、当該住民の参加によるものが望ましい。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
公園や道路など100カ所を超える場所が緑化されて、花壇の手入れが継続して実施されている。市が直接委託した場合の費用を比べると効果的であると言える。 なお、維持管理を委託した場合の参考見積りを出して効果を費用面から測定することは可能である。但し、市で一括して同様の管理を発注する場合は、競争入札になるため、事務処理の観点からしても市の負担が軽減されているといえる。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	
(5) 実績報告等	(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—

5 運営費補助の交付団体の状況(※運営費補助の場合のみ記載)

(1) 交付先	(2) 団体等の構成人数	人
	うち臨時職員	人
(3) 交付先の構成団体の名称		
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)		
市が事務局業務を行っている	有料施設等の減免を行っている	有料施設等の使用料補助を行っている
場所や備品、消耗品等は無償貸与している	その他 (ある場合は右欄に内容を記入)	
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由		

(6) 補助金交付先の収支状況					(千円)
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金 (R4年度末現在高)					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和6年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	上記「補助率が2分の1を超える場合はその理由」欄と同様、令和7年度に補助率を改正する予定である。